

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 啓発・広報(Ⅲ)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-01 キーワード (Ja): 佐藤総理訪米, 啓発、広報活動 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43484

日米共同声明について

(昭和四十四年十二月)

「日本は沖縄の「七二年、核抜き、本土並み」返還という基本線を買っている。

(一) (七二年)

一九七二年中の返還の実現は間違いない、このため必要な返還協定を交渉し、また十分に復帰準備を進めるための期間を考へに入れば、いわゆる「即時返還」と同じことである。

なお、ヴェトナム戦争が七二年返還の障害になるのではないかの懸念が一部にあるようであるが、そもそもヴェトナム戦争は、七二年までには終わっているものとみられ、万々一終つていないとしても、返還をそのためにストップすることは酷般の事情からありえない。この点に関する「両国政府は・・・十分協議する」との共同声明の表現は、今から「いついつ戦争

を止める」とはいえない米国の立場に対する総理の理解を示して、「その時点で相談に乗ろう」との気持を表わしたものであり、七二年返還そのものは前記のとおりそのまま実現する方針であり、また返還後の日米の沖縄からの発進をあらかじめ許したものは勿論ない。

(二) (核抜き)

沖縄の核兵器を撤去するということは、米国の最高責任者であり、核問題につき最終的決定権をもつニクソン大統領の権約であるから、全く疑問を残す余地はない。同大統領は、佐藤総理との会談で核兵器に対する日本国民の特殊な感情とこれを背景とした政府の非核三原則に深い理解を示し、自らの決断に基づいて、明確な約束をしたのである。

共同声明の「事前協議制度に関する米国政府の立場を害することなく」という表現は、大統領が米国民に対し説明しやすい

よりに、米國としては沖縄返還とともに現在本土について当てはまると同様に、核兵器の持込みは事前協議の対象となるべき性質の問題であるとの立場を念のため確認したもので、本土についても沖縄についても、核持込みに「イエス」を与えたものでは勿論ない。この点政府は、非核三原則を沖縄においても堅持することをすでにたびたび明らかにしているのは御承知のとおりである。

以上のとおりであるから、一部にいわれる「核安保」云々とか、核抜きを証明せよとかの議論は全く当をえていないものである。

目 (本土並み)

共同声明に明記されているとおり、安保条約とその関連取決めは、事前協議制度を含めて、本土と同様なんらの例外も差別もなく、全面的に沖縄に適用されるのである。従つて、返還後

の沖縄における米軍基地の「自由使用」ということはありえず完全な本土並みとなる。

沖縄の米軍はわが国及びわが国を含む極東の安全と平和の維持に重要な役割りを果しているが、返還後も右の本土並みの枠内で、引続きその重要な役目を果して行くこととなるのである。

ア 安保は変質せず。

イ (安保と緊張緩和)

共同声明で安保条約を堅持する方針を明らかにしたことは、責任政党たるわが党の党議と一致しており、まさしく日本の利益に合致するものであつて、現在の国際情勢を十分認識した上での適切な措置であると思う。同時に、緊張緩和ということは、戦争を抑止する強い決意と不断の努力があつて始めて達成されるという厳しい現実をも見逃すことはできない。日米安保条約は、今回の共同声明によつて格別「強化」されたわけではない

が、今後とも戦争抑止力としての機能を十分發揮するものである。このことは、一部にいうごとく「日本の対米依存を高める」こととは全く反対に、むしろ緊張緩和面での米国の「対日依存度」を高めたものとみるべきである。

(二) (極東の安全とその範囲)

わが国としては、自国の安全保障の見地から極東の近隣諸国の安全に重大な関心を持たざるをえないことは当然である。安保条約にいう極東とは、日米兩國が平和と安全の維持に共通の関心を持つてゐる区域ということであり、これは従来も今も全く同じで、沖縄返還によつて變つたり、拡大することはない。ヴィエトナム等のいわゆる周辺地域(注)を新たに含む等、極東の範囲が拡がることとはならないのは勿論である。従つて、一部にいう「アジア安保化」などというのは全くの誤りである。

(注) 昭和三十五年の政府統一見解では、安保条約にいう極東の

範囲は、「大体においてフィリピン以北並びに日本及びその周辺の地域」云々となつてゐる。ヴィエトナム等は極東の「周辺地域」に該当する。

(三) (事前協議)

現在の安保条約及び関連取決めがなんら変更なく、かつ、差別もなく沖縄に適用されるのであり、沖縄にある米軍の戦術作戦行動のための発進も、事前協議の対象となるのであるから、安保条約の性格は、沖縄返還の前後を問わず全く變ることはない。事前協議は本来「イエス」も「ノー」もともにありうる(注)のであり、これは従来から政府がくり返し述べてきてゐるところであるが、これは沖縄返還によつても變らないのは当然である。現に共同声明のどこをみても、わが国があらかじめ事前協議について「イエス」の約束をしたところは一つもない。(注) 事前協議が常に「ノー」のみであるとすれば、事前協議制度を設けた意味がなくなつて了り。(勿論、核について

は政府は常に「ノー」といふ方針である。）

例 (韓国、台湾)

わが国がおかれてゐる地理的位置を直視すれば、韓国や台湾地域の平和と安全が確保されることがなによりも望ましいことは明らかである。仮りに韓国や台湾地域で重大な武力侵略が起れば、国益に直接響く重大事件となるのであるから、事前協議に対して前向きな態度をもつて事態に対処するのは当然である。これこそは事前協議の適正運用であり、これまた従来からの政府の考え方と変らない。

なお、一部には沖縄返還を機として、米國が韓国、中華民國、フィリピン等と結んでゐる防衛条約が、日米安保条約と「重着し、これによつて日本が戦争に巻き込まれて了う」との議論があるが、これは全くの誤りで、現在と同様に、それぞれの条約は別々のものであることはいうまでもない。前記の韓国や台湾

地域についての事前協議の運用は、あくまでわが国の国益に照らして行なわれるものであり、米國と第三國との条約があるがゆえに行なわれるのでないことは明々白々である。

三 沖縄の局地防衛

沖縄の施政権返還に伴つて同地域の防衛責任は、本土と同様第一義的にわが国が負うこととなるのは当然である。しかしながら、これはあくまでも憲法の許す範囲内であり、返還後の沖縄に整備する防衛力は純粹に防衛的、かつ、局地的なものに限られることはいうまでもない。従つて、一部の宣伝にいうごとく、沖縄から自衛隊が海外派兵され、米軍と共同作戦を行なうなどといふことはナンセンスも甚しい。

